

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第64回 議事録

1 日時：平成24年5月1日（火）10：30～12：00

2 場所：総務省 合同庁舎2号館 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 陸八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、

石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、大淵 哲也、

河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、高橋 伸子、

長田 三紀、福田 俊男、藤沢 秀一、三尾 美枝子

（以上19名）

（2）オブザーバー

伊吹 英明（経済産業省）、荻部 好雄（日本レコード協会）、竹内 淳（民放連）、

山中 弘美（文化庁）

（3）事務局

竹村情報通信作品振興課長

（4）総務省

佐藤政策統括官、黒瀬情報流通振興課長、松本情報流通作品振興課課長補佐

4 議事

（1）答申骨子（案）について

（2）ディスカッション

（3）その他

【村井主査】 それでは、ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第64回の会合を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日欠席された委員、出席いただいているオブザーバーの方は、席上の資料をご参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、平成18年9月の本委員会設置以降、長期間にわたって議論を続けていただいた2つの諮問事項がございますので、この答申に向けた議論をしていただくということでお集まりいただきました。

1つ目の諮問は、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」、これは平成16年の諮問8号「デジタル・コンテンツ流通等の促進」ということでございます。それから、2つ目は、「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」で、こちらは平成19年の諮問第12号でございます。平成16年と19年ということで、いずれも長い間議論してきましたけれども、本日は、その答申に向けた議論というのが議題でございます。

答申に向けたスケジュールでございますけれども、本委員会の親会に当たります情報通信審議会情報政策部会が7月12日にごさしまして、そこに報告することを予定しています。したがって、本委員会では、政策部会での報告に向けて、本日を含めて残り3回程度の開催を予定していますので、皆様、ご協力をお願いします。

それでは、まず、事務局から配付資料の説明をお願いします。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 本日の配付資料につきましては、座席表、議事次第のほかに、資料1、参考資料1の計2点を配付しております。過不足等ございましたら、事務局までご一報ください。

あわせて、前回の4月5日の会合の議事録につきまして、委員の皆様にご確認いただきまして、村井主査のご承認を得て、総務省のホームページにて既に公開されておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

【村井主査】 それでは、議事に入ります。この答申骨子（案）を事務局に作成していただいておりますので、説明をいただいてから、議論に入りたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

【竹村情報通信作品振興課長】 それでは、お手元の資料1、当検討委員会の答申骨子

(案)についてご説明をさせていただきます。これは、前回までの会議を踏まえまして、当方でたたき台として用意させていただいたものでございます。

目次をごらんいただきまして、第1章と第2章に分かれております。第1章は、平成19年諮問12号関係の「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」に関する答申でございます。第2章は、平成16年諮問第8号関係の「デジタル・コンテンツ流通の促進等」に関する答申となっております。

まず、第1章でございます。第1節では、これまでの取組の現状の課題について簡単にまとめてございます。今のコンテンツ市場は、11兆円規模で推移してございます。映像コンテンツ市場の7割がテレビ番組でございます。地上波放送局の収益が停滞する一方、ケーブルテレビ、衛星放送による有料放送の収益が増加しており、広告費もインターネットが伸びている状況でございます。動画サービスの多様化でございます。国内でインターネットの利用端末、あるいはスマートフォン、タブレット端末等の多様化が進展してございます。それから、VOD市場が順調に伸びています。また、スマートテレビが登場して、今後、急速な普及が想定されます。さらに、3ページにいきまして、様々なクラウド型のコンテンツ配信サービスも登場しておりまして、これから伸びていくことが想定されてございます。

放送コンテンツのネット配信の現状と課題でございます。テレビ映像コンテンツのネット配信でございますが、NHK、民放キー局各社によるVOD配信への取り組みが本格化しており、今後、ネット上での番組の円滑な利用と権利者の保護、利益の適正な配分を両立する新たなルールと運用が課題になってございます。ラジオのIPサイマル配信でございます。これもNHK、民放ラジオ局においてネットによるラジオのIPサイマル配信が取り組まれておりまして、ラジオ難視聴の解消ですとか、新たな聴取者層の獲得に大きな効果を上げているところでございます。

4ページのコンテンツ海外展開の現状と課題でございます。放送事業者におきまして、海外での番組販売、あるいはリメイク権・バラエティ番組のフォーマット権の販売、外国放送局との共同出資などに取り組まれているところでございます。ただ、海賊ビジネスの横行ですとか、権利処理の問題、あるいは外国製コンテンツに対する規制の存在等の課題がございます。番組製作者におきまして、東京TVフォーラムを開催し、ピッチング・セッションの実施や人的ネットワークの構築に向けて努力をされているということでございまして、グローバルなコンテンツ製作力の強化に向けた政策的支援の強化が課題に

なっております。

5 ページの権利処理の円滑化への取組の現状と課題でございます。2009年6月に一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構が設立されまして、放送番組の二次利用に係る許諾窓口の一元化、不明権利者の探索業務、有線放送報酬の徴収分配などに取り組んでいるところでございます。今後、ネット配信の本格化ですとか、海外番販へ取り組みを背景に、申請件数の増加ですとか、放送直後の二次利用に対応するための迅速化・効率化が必要になってきているところでございます。

コンテンツ不正流通対策の現状と課題でございます。インターネット上での動画投稿サイトですとか、P2Pファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が後を絶たず、権利者が適正な対価を得られていないほか、正規ビジネスの拡大を阻害しているところでございます。総務省においても、関係者による連絡会を開催しまして、実証実験に取り組んでいるところでございます。また、放送事業者においても動画投稿サイトを目視調査をし、削除依頼を実施する等、対策を実施するとともに、自社サイト及び大手動画配信サイトを通じた正規コンテンツの配信にも取り組まれているところでございます。

コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題でございます。新しいネットワークを利用したコンテンツ配信サービスが出てきております。特にクラウド型サービスということで、我が国においても、近い将来こういったサービスの普及が想定されているところでございます。こういったサービスによりまして、ユーザーの利便性が向上する期待が大きい一方、サービスの提供主体がインターネットユーザーを囲い込むことになれば、コンテンツの価格決定権や手数料水準の面で、コンテンツの提供者側が不利になり、権利者への対価の還元が危うくなるおそれも指摘されてございます。このため、ユーザーからの期待にこたえつつ、権利者への対価の還元を可能とする効率的な仕組みの検討が必要になっております。

7 ページのスマートテレビに対する取組でございます。先ほど申し上げたとおり、スマートテレビが登場しておりまして、HTML5をベースとしたオープンプラットフォームによりまして、デバイスやOSに縛られないコンテンツのワンソース・マルチユースや端末間の連携サービスの実現が期待されているところでございます。W3Cにおいて、2014年の勧告化を目標に、ブラウザの標準化において検討されており、我が国においても、官民の関係者が連携して技術の開発・実装を急ぐことが課題になってございます。

8 ページの提言でございます。ここは重要なところですので、読み上げさせていただきます。

ます。

今後の取組の方向性でございます。利用者がリーズナブルな価格で容易にコンテンツを利用できる正規ビジネスを拡大するとともに、クリエイターに対して適正な対価が還元される仕組みを整備し、コンテンツの量・質両面での持続的な拡大再生産を図るべきではないか。国内において、少子高齢化が進む中でコンテンツの持続的な拡大再生産を図るため、ほかのビジネスとも連携して海外市場への展開を進めることが必要ではないか。映像コンテンツ市場の約7割を占める放送コンテンツについて、ネット配信、海外展開等の二次利用を推進することが重要。このため、権利処理の迅速化と効率化に取り組むことが必要ではないか。特定のOSやデバイス等を利用したユーザーの囲い込みを防ぎ、多様なアプリケーションやコンテンツの提供を促すため、スマートテレビ等のネットワークを利用したコンテンツ配信サービスに関するオープンな技術規格の策定・標準化に取り組むことが必要ではないか。これらについて、民主導で取り組むべき課題ではあるが、官が補完・側面支援することが必要ではないか。

これを踏まえまして、早急に取り組むべき課題と中長期的に取り組むべき課題を挙げてございます。

まず、早急に取り組むべき課題として、放送コンテンツのネット配信事業について、海外向けを含めて今後おおむね3年以内に本格的にテイクオフさせることを目標に、関係者が協力して権利処理の迅速化・効率化に取り組むべきでないか。ARMAにおける実演家の権利処理について、申請件数の増加や放送直後の配信等のニーズに対応するため、許諾申請の一元化のみならず、権利料の徴収分配を含めた権利処理工程全体の効率化に向けた取り組みを進めるべきではないか。また、ARMA扱いの実演家の増加、不明者探索の期間の短縮、放送事業者とARMAの出演者情報の共有化等の課題について検討を進めることが必要ではないか。さらに、多大な労力・コストを要している音楽に関する権利処理手続の一元化や海外番販における原盤権処理等の課題の解決に向けて取り組むべきではないか。海外展開に当たっての諸外国のコンテンツ規制及び海賊版対策については、現地当局への働きかけをはじめ、官が果たすべき役割が大。海賊版根絶のため、官民が連携して正規コンテンツの提供の促進を軸とした取り組みを進めることが必要ではないか。海外における日本のプレゼンスを高めるためには、戦略的かつ継続的に情報発信の取り組みが必要。関係省庁が一体となって海外におけるコンテンツを核とした複合的なビジネス展開や流通経路の確保等に対する支援を検討すべきではないか。急速な普及が見込まれるスマートテ

レビの推進に向け、我が国としての基本戦略を早急に策定し、スマートテレビの国際標準化に向けた基本機能の提案、スマートテレビのアプリケーションの開発に資する実証実験の実施、オリンピック等のイベントの機会を活用したデモンストレーションの実施、普及啓発、国際展開の促進に取り組むことが必要ではないか。その際、ユーザーのプライバシー、セキュリティを確保しつつ、オープンな技術を用いて参入障壁を下げ、多くのコンテンツ、アプリケーションの関連事業者の参入を促すことが重要ではないか。

続いて、中長期的に取り組むべき課題でございます。今後、クラウド型サービスを含めネットワークを利用した新しいコンテンツ流通サービスが普及すれば、サーバーにおいてコンテンツの利用を一元的に管理することや正確な権利処理に基づくコンテンツ流通の仕組みを構築することが可能になるのではないかと。また、インターネットによる様々な形態のコンテンツ配信が飛躍的に増大し、スマートテレビ等において放送サービスとも連携することになれば、現在の放送サービスはその姿を大きく変えていくことになるのではないかと。このように、今後、コンテンツの利用・流通形態が急速に変化することが予想され、これらに適切に対応するため、放送事業者、通信・ネットサービス事業者、メーカー、権利者、消費者、有識者等の関係者から成る新たな検討の場を設置して、コンテンツ保護に係るルールのあるあり方、権利処理の迅速化・効率化、クリエイターへの対価の還元を含むコンテンツの製作・流通促進の方策等について議論していくことが必要ではないかと。

続きまして、第2章でございます。デジタル放送におけるコンテンツ保護のあり方でございます。第1節でこれまでの経緯と現状についてまとめてございます。まず、デジタル放送におけるコピー制御のルールについて、第4次・第5次中間答申において提言がなされ、これを受けて2008年の7月4日にダビング10の運用が開始されました。当該答申におきましては、ルールの暫定性にかんがみ適時の見直しが必要である旨が提言されておりまして、また、クリエイターに対する対価の還元の具体策について、補償金制度以外の側面から今後も継続して検討していくとされたところでございます。

続きまして、動画視聴に関する技術、サービスの多様化でございます。動画視聴に関する技術、サービスが多様化し、利用者にとって選択肢が増大している状況でございます。他方、動画投稿サイトですとか、P2Pファイル共有ソフトを利用した違法な放送コンテンツの流通が後を絶たず、放送事業者等による正規流通の取り組みを阻害しているところでございます。

デジタル放送のコピー制御方式に関する利用者の意識調査でございます。これは、総務

省において調査を実施した結果でございます。調査結果の概要につきましては、コピーワンス、ダビング10については、約半数の方が認知されており、一番組におけるコピー回数は「1回から3回」が9割以上、録画機器がダビング10対応であるかどうかを「意識したことがない」と答えた人が約8割という結果でございます。

続きまして、コピー制御におけるコンテンツ保護のあり方でございます。第6次中間答申におきまして、エンフォースメントのあり方について、新たな方式の早期導入に向けた基本的な考え方や具体的なプロセス等が提言されたところでございます。これに基づきまして、新方式導入の進捗状況でございますが、当審議会の意見を踏まえまして、関係者において新方式導入に向けた具体的な検討を行い、ARIBの標準規格等の策定、ライセンス発行・管理機関の設立、さらには、鍵管理システムの整備、送出設備の改修等を進めてきたところでございまして、2012年7月末の関東広域圏での運用開始、2013年4月の全国での運用開始を目標とするスケジュールに沿って所要の準備に取り組まれているところでございます。

制度的補完措置における進捗状況でございます。技術的エンフォースメントを補完するものとして、制度の整備が進められ、2011年10月1日には、いわゆるACTA条約の署名がなされており、国会に提出されているところでございます。また、アクセス・コントロールに係る制度の見直しにつきまして、著作権法、不正競争防止法、関税法の見直しというのがされているところでございます。

第2章に係る提言でございます。まず、コピー制御の方式についてでございますが、放送コンテンツの製作・流通の持続的な拡大再生産を実現するためには、一定のコピー制御のルールは必要。ダビング10については、利用者の利便性を確保しつつ、コンテンツ保護のために必要なコピー制御を施すという点について、一定の意義は認められるのではないかと。ダビング10について、一般の利用者が特段不都合を感じているということではなく、社会的に定着してきていると言えるのではないかと。インターネットを通じた違法なコンテンツの流通が後を絶たないのは事実であるが、だからといって、ダビング10によるコンテンツ保護の効果を否定することはできないのではないかと。一方で、コピー制御方式のエンフォースメントのために無料放送にスクランブルをかけることで、録画機を持たない利用者も含めて社会的なコスト負担が発生している点は認識をすべきではないかと。さらに、各種の動画視聴サービスの普及、クラウド型サービスを含む新しいコンテンツ流通サービスの登場等にかんがみれば、放送の録画機器や記録メディアへ録画に着目したコピー制御

の重要性は相対的に低下しているのではないか。

以上を踏まえれば、現行の放送コンテンツのコピー制御方式について直ちに見直しに着手する必要性は乏しいものの、エンフォースメントのあり方と合わせてその妥当性を検証していく必要はあるのではないか。

続きまして、クリエイターに対する対価の還元についてでございます。デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、利用者の利便性が向上する一方、パッケージメディアのコンテンツの売り上げが減少する傾向にあることから、良質なコンテンツの持続的な再生産に向けて、クリエイターに適切な対価が還元されるよう対策を検討することが必要ではないか。その際、コピー制御方式やコンテンツ保護の在り方に加え、コンテンツの流通の促進、製作力の強化によるコンテンツ市場の拡大等、より幅広い観点から議論を行い、関係者の共通認識の形成を模索していくべきではないか。

コピー制御方式のエンフォースメントについてでございます。新方式は、携帯端末等による地上デジタル放送のフルセグ受信の実現に不可欠であるほか、現行B-CAS方式と並ぶエンフォースメント手段の選択肢を実現するものであり、現状を漸進的に改善する意味からも、その円滑な導入を図るべきではないか。放送事業者等においては、新方式が受信可能なエリアの人口カバー率をできるだけ早期に向上させるとともに、国民視聴者への周知等も進めていくことが必要ではないか。地上放送RMP管理センターにおいては、その業務の社会的重要性等にかんがみ、効率的かつ透明性の高い業務運営に努めるとともに、同センター評議委員会等の外部有識者の意見を踏まえ、新方式の安全かつ公平な運用を図るべきではないか。新方式については、当面、地上放送への適用が予定されているが、その適用範囲の拡大について、B-CAS方式と比較した新方式の特性やその定着状況等を踏まえ、民間の関係者間においてその可能性を検討していくべきではないか。また、B-CAS方式を踏まえたエンフォースメントのあり方全般について、技術の進展、新方式や制度的補完措置の定着状況等を踏まえ、検証していくことが必要ではないか。

最後に、フォローアップについてでございます。コピー制御の方式、クリエイターに対する対価の還元及びコピー制御方式のエンフォースメントについては、前述のとおりであるが、技術革新やコンテンツ市場の利用・流通形態の変化も予想されることから、第1章で触れた新たな検討の場において、コピー制御に対する利用者の認識、動画視聴に係る技術・サービスの動向、コンテンツ不正流通の状況等についてフォローアップすることとしてはどうか。

以上でございます。

【村井主査】 はい、どうもありがとうございました。

答申骨子（案）ということでご説明いただきまして、全体は2章に分かれております。第1章に「コンテンツ流通・製作力の強化方策のあり方」、第2章に「デジタル放送におけるコンテンツ保護のあり方」をまとめていただいております。本日の議論は、まず章ごとに進めさせていただいた後で、全体或いは、残しているところを議論していただくという順番でいきたいと思っております。

全体の構成も含めまして、議論をスタートしていただきたいと思っております。第1節は、現状と課題ということで取りまとめていただいております、皆様に委員会でご報告、ご議論いただいたことをベースにまとめております。第2節は、提言ということで、皆様の議論の内容を、解釈をいたしましてたたき台をつくっておりますので、第2節を中心に議論していただくのが良いと思っております。抜けている視点やこういうことも議論したろうとか、こういうことを入れておけばいいのではないかということについてもご指摘いただければと思っております。

もう一つは、大変長い時間をかけた答申になっておりますので、最初の時点と今の時点とでは状況が大きく変わっているようなところもございます。またしばらくたつと、状況が変わるかと思っておりますが、そういった意味も踏まえまして、現状を頭出しにした構成にさせていただきましたので、それも踏まえてご議論いただければと思っております。まずは、第1章からいかがでしょうか。

【関委員】 よろしいですか。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【関委員】 2ページのところですが、現実には現実なんですけど、ちょうど、今日、日経にテレビ朝日の早河社長がお書きになっているんですけど、広告費の減少とか、放送局の収益が停滞するという、ある意味では現状であり、あとは書き方の問題ですが、あんまりここを強調しないで書いていただければと思っておりますが、福田さん、どうですか。

【福田委員】 よろしいですか。

【村井主査】 どうぞ。

【福田委員】 予期せぬご指名ですが、私は、実態は実態として踏まえたほうが良いと思っております。そういう意味で、本業における指標がどこにあるかというか、ある意味では広告費であることは1点。それから、もちろんその他事業の収入を増やそうということで、

二次利用をしようということはありませんけれども、あくまで放送の本体をどこに考えるかという部分では、まず第1に、広告費を考えるべきだろうと思います。その上で、拡大再生産をするという表現もありますし、全体として放送コンテンツが、やはり相当ウエイトが高いということを中心にして、無料広告放送できないと、拡大再生産の源泉が失われていくような気がいたします。そういう意味では、対価の還元とあわせて広告費というのは非常に重要な位置づけではないかと考えています。

【村井主査】 わかりました。ありがとうございます。

そのほか何かご意見、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【植井委員】 提言のところの9ページの一番上のポツでございますが、「また、a R m a 扱いの」というところで、この中の「放送事業者と a R m a の出演者情報の共有化」というのが課題として出されておられますが、これは一体何を意味するかを伺いたいと思います。現状、放送事業者にとっては、必要な二次使用の権利処理について、きちんと a R m a との間に情報共有ができていると認識しておりますので、お伺いする次第でございます。

【村井主査】 どうぞ。事務局。

【竹村情報通信作品振興課長】 これは権利処理を迅速にするということと、もう一つは、個々の権利者に対する配分を効率的にやるという意味から、一つ課題としてあるのではないかと考えているところです。

【椎名委員】 これについては、総務省の実証実験等の中で、権利者側、利用者側が保有するそれぞれの様々なデータを一部共有化していくことによってさらに処理が円滑化できるであろうということで、昨年度の実証実験の中で米国の調査をしたり、その中で今後の課題としてやはりこの部分があるであろうということで、実証実験のレポートにも明記された内容でございますので、そのように理解すればよろしいかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【池田委員】 今、植井さんのおっしゃった部分の一つ下のポツでございますが、音楽に関する権利処理手続の一元化という記載がございます。総体として権利処理の一元化に大賛成でございます。放送番組をできるだけ早い時期において二次利用に供するというのは、今後さらに必要になってくることだと思っております。ただ、音楽につきましては、その放送番組において使われる音楽の特殊性といえますか、放送では結構いろいろなレコードと音楽をある程度自由に使えると。それは法律のことでしたり、それから、J A S R

ACさんとの包括契約でしたり、二次利用についてはなかなかそれがそう簡単にいかないという現状でございます。特にインタラクティブ配信と言われる配信系におきましては、この権利の一元処理というのがなかなかできていない。管理事業者の方々が複数いらっしゃいます。JASRACさんだけではないというところがございますので、特にネット配信に放送番組を流す場合のその権利処理の一元化というものをぜひとも早急に考えていただきたいと考えております。

それから、今、お話のありましたARMAにつきましても、2つのことが挙がっておりますが、実演家の一元化処理ということで申し上げますと、ARMAさんがかなりやっただけだと認識しておりますが、その後ろには芸団協/Cpraさんと音事協さんがいらっしゃるということで、この2団体さんがより幅広い委任を今後も続けていただく努力をぜひとも進めていただきたいと考えております。

8ページ、一番下のポツでございますが、権利料の徴収分配を含めた権利処理工程全体の効率化との記載がございます。この徴収分配を含めた権利処理工程、つまり、許諾申請から始まって分配まで一つの流れの中で処理をするという、この一元化ということは非常に有用なことだと考えております。これも非常に大事なことだと思いますけれども、一方、放送事業者もこれまでこの効率化のために各社内にシステムをつくっているという関係もございまして、放送事業者の中の処理と、その外側の処理というものがうまくシームレスにつながるような協議をぜひとも綿密にした上で進めていっていただきたいと考えています。

それから、植井さんおっしゃった出演者情報の共有化、椎名さんのお答えもございました部分については、我々も、今、二次利用においてはいろいろ情報を出しているというところがございますけれども、正直申しまして、機密情報とか、個人情報とか、そういったものが含まれるケースもございまして、取り扱いには十分留意した上での対応ということの一つ考えておいたほうがいいのかとと考えております。いずれにせよ、クラウド等において、今後、放送番組がいろいろな形で出ていくと、新しい形態で出ていくと、そのたびに権利処理ルールをどうするかということがございますので、そのようなものにできるだけ早く対応するためには、やはり権利の一元化、それから、窓口の一元化というものが非常に重要になっていると。今回のこの答申骨子（案）というのは、そういう意味でいうと、この方向性は正しいと私は考えております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。佐藤さんお願いします。

【佐藤委員】 ちょっと重複をいたしますけれども、今の権利処理の、早急に取り組む課題の2つ目のポツで、特に許諾申請の一元化のみならず、権利料の徴収分配を含めた権利処理工程全体の効率化ということがとても重要であると認識しておりますけれども、各社ともかなりシステム投資をしている状態がございます。業務フローだとか、業務負荷が倍になるようなことになってしまうと、かなり厳しいので、移行期も含めてシステムのな、合理的な対応ができるように十分配慮していただければなと思います。

【村井主査】 はい、ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

【福田委員】 海外展開についてですけれども、1つは、様々なものに対する助成ということは非常に重要だと思いますけれども、その一方で、海外においては、外国の番組の放送の枠をとどめるという、相当規制が行われております。例えば韓国、中国、あるいはヨーロッパもそうですし、そういう意味では、非常に日本が自由な国でよその番組を受け入れています。それでも自主的に組んでいくと、そんなに比率は高くないんですね。そういうことを含めていきますと、助成プラス、ある意味では一省庁を超えた、外務省、経産省を含めた全体的に取り組むことが必要ではないかなと思います。

それから、もう1点は、NHKの子会社がやっております国際放送との関連をどうするかということで、こういう形で放送事業者を中心にしたもので海外展開を図り、収益を上げるという一方で、いわゆる日本をどう映し出すかという国際放送のあり方も、どこかの視点でもう一度考え直すべきではないかなと思っています。

それから、もう一つ、様々な形でオブザーバーの皆さんに発言をいただいて、知識や知見等は吸収はしておりますけれども、実はこの委員会そのものは、地上デジタル放送が中心になっておりますので、例えばそれ以外のラジオについては、もう少し最終的に確認をした上で上申をするということがいいのではないかなと思っています。

【村井主査】 ありがとうございます。

9ページの上から4ポツのところです。確かに国際展開の話は議論を随分していただいたわりにさっぱりしているので、もう少し記述をしたほうがいいというご意見だと思います。そのとおりだと思います。どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

【浅野委員】 9ページの3ポツ部分ですが、海外展開に当たって2つのことを述べて

います。即ち、諸外国におけるコンテンツ規制と海賊版対策です。海賊版対策については、対策としてここに書かれているようなことをやらなければならないことは言うまでもありません。しかし、コンテンツ規制については、従来も欧米間においてトレード対カルチャーという対立概念で議論が平行線をたどってきておりました。また、カナダと米国の間においても、自国民のアイデンティティを確保する観点から、米国の放送番組に対してカナダはある程度の規制をかけてきております。そこには長い歴史の中で政府間交渉においても結論が出ていないところがあります。このような問題と海賊版対策は次元が全く異なるので、同一次元で論じるのではなく、分けて書いたほうが良いと思います。

【村井主査】 全くそのとおりですね。種類の違う2つの国際的なアクションではないかと思います。マーケットを広げていくという話、規制の話、それから、知財の海賊版の話、3点確かに議論されていると思いますので、そういうご指摘だと思います。どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、第2章の「デジタル放送のコンテンツの保護のあり方」に移らせていただきます。「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けての行政の果たすべき役割」の諮問のうちの「デジタル・コンテンツ流通等の促進」という部分でございます。具体的には、B-CAS、ダビング10、それから、RMPということをお本委員会では議論していただきました。15ページの第2節のところから提言のたたき台ということで、今までのご意見をまとめたこのコピー制御の方式、クリエイターに対する対価の還元、コピー制御方式のエンフォースメント、フォローアップという形で提言をまとめてございますので、こちらの提言部分を中心に議論していただきたいと思います。いかがでしょうか。

【椎名委員】 この委員会でダビング10の検討をして、対価の還元と利便性の向上という、その2つの相反する部分のバランスをどうとるのかという議論がありました。その中で、ダビング10というものが今、定着しつつあるという理解でよろしいと思いますが、一方で、対価の還元ということが一向に果たされていないという現実がございます。なおかつ、そこから広がって、前回話題に上りましたように、クラウド環境下における様々なコンテンツの使い方、楽しみ方というのが出てくる中で、もう少し大きな視野でこの対価の還元ということを考えていく場所として、この委員会は非常に適している場所だったのではないかと個人的に思っております。補償金制度というものが現在ございますけれど、この制度が想定していた範囲をはるかに超えてコンテンツが動き回っているという中で、

いかなる対価の還元があり得るのかという根本的な議論をするためには、補償金制度が想定しているステークホルダーだけではひよっとしたら足りないのかもしれない。そういう議論を今後続けていく場があってほしいなということを強く思います。

【村井主査】 ありがとうございます。私も、個人的にはおっしゃるとおりだと思います。一応、構造的には、本委員会では地上デジタル放送の内容について、先ほどご指摘がありましたように、3つのことが議論されていて、10ページの最後のポツにありますように、今、椎名さんおっしゃったような顔ぶれでやってきたということは重要だと思います。スマートテレビその他が出てきたときの、議論する体制をこうやって新たに設置することが必要ではないかというのが、全体としての筋立てなので、大体、椎名さんおっしゃったような方向かと思っていますが、書きぶりについては検討していただきたいと思いません。

そのほか、いかがでしょうか。

【河村委員】 15ページの提言の一番下のポツの上のほうで消費者、利用者側の意見というものも書いてはいただいておりますが、この書き方は、「以上を踏まえれば、現行の放送コンテンツのコピー制御方式について直ちに直視しに着手する必要性は乏しいもの」となっていますが、こういう書き方したらほとんどしないということを書いているようなものです。必要性が乏しいって言いますと、結局利用者から見ると、既成事実というか、今あるルールはキープされた上で、なおかつ椎名さんたちがおっしゃるようなことがかぶさってくるということに見えます。今まで決めたことはそれでいいと。ここを見直さないうまに、対価の還元、つまりプラスアルファされていくというのは納得できないです。やはり現在のルールとプラスアルファされていくことを一緒に考えていく必要があって、そのところはぜひ妥当性を検証し、これから考えられるいろいろな新しいルールとの関係性を見ていかなければいけないわけです。このように行政がからんで決めたことは、一回決めると後戻りしなくなる。不必要かと思われる、あるいはほんの少し効果があるかなというようなことに多大な労力とお金をかけてやり続けてブレーキがかからないで、延々やり続けるという傾向がありますから、そこはやはりきちんと見直していくべきだと思います。新しいエンフォースメントの方式も進んでいるところですけども、結局のところ、消費者にしてみたら、地上波だけの新しい方式ですから、お茶の間のテレビ買うときは新方式とB-CASの両方の方式のあるものを買わなければいけないみたいな、変な話になっていますので、やはり全体として、ダビング10のやり方、エンフォースのやり方を含めて、

今後話し合うべきだと思うので、必要性は乏しいものという書き方を変えていただきたいと思います。

【村井主査】 わかりました。ありがとうございます。はい、どうぞ。

【椎名委員】 先ほどの僕の発言に関して少し補足しますと、別に既存の枠組みにこだわっているわけではなくて、やはりコンテンツ利便性とある種の対価の還元のバランスについて話し合っただけの結論を出した場としてはデジコン委員会という場所が初めてのようなものだったと思うんですね。そういったことを引き続き検討していく場が欲しいということと、その際には、デジコン委員会でのエッセンスがきちんと継承される形で、そのような場が設定されればよいと思っているということです。

そのことと、今の河村さんのご発言でございますけれど、必要性は乏しいものという書き方がいいかどうかは別にして、デジコン委員会の中でやはり四方一両損というようなことが言われて、痛み分けですよねというような話であったはずですが、補償金制度の話に関しては、メーカーさんも消費者さんも負担はしたくない、血は流したくないということで、現在に至っているということから考えると、必要性は乏しいかどうかわかりませんが、河村さんがおっしゃるような方向でさらに緩和するというような見直しが行われるべきではないと思うし、そういう意味で、ここに書かれているのであれば、それは正しいのではないかと思います。

【村井主査】 これも、いわゆる両論併記のような形がやはり必要なのだと思います。いろいろなご意見があり、また、今の四方一両損という話も過去にしていまいりました。大体の議論において両論併記の原則で書いていただいていると私は理解しておりますので、いずれにせよ、表現については河村さんご指摘があったようなことも検討させていただき、さらに、その前の椎名さんのお話でもっと多角的な視点の議論が入るということはとても大事であり、新しい技術が出てきて、その先のことを考えてさらに議論していかなければいけないわけですので、そういった議論の場が必要だということも含めて、この提案の中に書くべきだということで全体ができていくかと思っています。またご意見をいただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【藤沢委員】 同じく15ページの下から2番目のポツですけれども、各種動画視聴サービスの普及、クラウド型サービスを含む新しいコンテンツ流通サービスの登場等にかんがみれば、現状認識として正しいと思いますけれども、こういうサービスを放送コンテン

ツの二次利用というような形で受けとめると、放送の記録メディア、録画に着目したコピー制御の重要性というのはかえって増すのではないかなと思いますが、ここが低下するというその理論的な仕組みのところがよくわからなかったのですが。

【村井主査】 確かに技術的にはおっしゃるとおりで、例えば、音楽配信では、ネットワークからいきなり聞けるというのがはやったからといって、録画に対する需要が減っているかという、そうでもないようなところも確かにあると思いますので、おっしゃるとおりかもしれません。記録メディアへの録画の機会が少なくなってきたというのは、種類として少なくなってきたというのは事実かと思いますが、この視点は、いかがでしょうか。

【竹村情報通信作品振興課長】 村井先生がおっしゃったとおり、ユーザー実感として、ストリーミング等をして視聴することが増えたので、録画機器の出番が相対的には少なくなったという印象論を書かせて頂きました。書きぶりは工夫させていただきます。

【村井主査】 ご指摘ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【高橋委員】 同じく提言のところですが、下から3つ目のポツのところですが、私、この辺を常に主張してきたと思うんですけども、ここの書きぶりが「録画機を持たない利用者も含めて社会的なコスト負担が発生している点は認識すべきではないか」という表現に非常に不満でございます。認識は当然のことですので、「コスト負担が発生しているとの認識に立って再検討すべきではないか」というようにしていただきたいと思えます。

【村井主査】 そういう議論だったと思います。先ほどの河村さんのご指摘の話にもつながるかと思えます。そのほかいかがでしょうか。

【河村委員】 先ほどの藤沢委員の発言についてですが、おっしゃっていることはわかりますが、多分このようになったのは、調査結果からもわかるように、今、横行している不正流通がコピー制御をすることでは、防げてないということからきていることであって、結局、不都合を感じてないからこのままでいいのではないかというような、ひとつ上のポツでの書きぶりですが、私に言わせれば、不必要なことにもものすごくコストをかけてやっていて、多量の不正流通など、多大な損害を与えているものに対して、何も効果が与えられてないじゃないかと。家の中で録画をして、100枚刷って売ることが仮にあったとしたら、それはまた別の手段で捕まえればいいことであって、視聴者が私的に録画することは認められているわけです。結局、そうではない手段でほとんどの不正が行われて

いるということがわかっているわけですから、ここはそういう意味においては、低下しているということでもよろしいのではないかと思います。地上波の放送をコピーネバーで放送しますというのなら別ですけれども、そうではないのであれば、普通、大多数の消費者は常識的な範囲で録画をします。常識を外れる人たちというのは、何度も言いましたが、ダビング10をかけていても損害を与える行為をやられているわけじゃないですか。ですから、そういうところをきちんと効果的にやるべきであって、こういう全国的に縛るのはどうなのかということを見直すべきだと何度も申し上げているわけです。

【村井主査】 ご意見については、ずっと河村さんからご指摘いただいている内容なので、私は理解しているつもりです。一つだけ、コピー制御が、例えば利便性のために10回になり、ある程度緩和されたといったときに、「10回の制御をかけても大きな違反が起こらなかった」ということが「10回の制御をかけていることに意味がなかった」という証明にはやはりならないと思います。制御があるということが、いろいろな意味での歯どめになっているという意味もあります。なっているかどうかを証明するのは非常に難しいですが、コピーワンス、コピーネバー、そして、コピー9回と経験して、コピー制限を全く持っていないデジタル放送というのを私たちは経験はしていないので、これがなかったときにどうなるかということ予想するのは論理的に難しい。

【河村委員】 おっしゃっていることはそのとおりだと思います。それがなかったときに、全く何か防げてないかとか、20枚する人をとめられているんじゃないかとか、100枚する人がとか。でも、それを100%の世帯に向かってやるということは…。

【村井主査】 あるいはそういった制限ができていたということの認識や、そういうことを意識をする啓蒙など、そういうことも含めてですね。

【河村委員】 でも、効果的かどうかということは引き続き私は疑問です。コピーワンスからダビング10って皆さんおっしゃいますけれども、アナログ放送のときの何の制御もないところから、いきなりコピーワンスになって、これがあまりにも過激だったので、ものすごく緩和と言われているんですけど、もともと何のコピー制御もなかったというのが一つ。そのときに既にデジタル録画機もあったということが一つ。海外では、どの国も地上放送でコピー制御をしてないという例を見ればわかるのではないのでしょうか。もっと効果的なほかのことをやるべきなんじゃないかということをおっしゃっています。村井主査のおっしゃることはよくわかります。

【村井主査】 おっしゃっていただいていることは、十分認識されていると思いますの

で、それを表現すれば良いのではないかと思います。そのほか、何かございますでしょうか。

【長田委員】　　あまりにも長い間議論してきましたが、1つの問題意識として、B-CASの方式の問題点というのが課題として挙がっていたと思います。今回の新しい新方式というのと、何かB-CASが並んで比較して今後考えていきたいと思いますということが16ページに書いてあるわけですが、そもそも非常に明らかになっていたそのB-CASの問題点というのをきちんと書いておいていただかないと、何だか両方ともいい方式のようにも読めるので、非常に昔の議論のところは抜け落ちているのではないかなと、印象として私は思いました。

【村井主査】　　これは具体的には16ページ。

【長田委員】　　はい。16ページに何箇所か出てきます。例えば3の1ポツのところ、「現行B-CAS方式と並ぶエンフォースメント手段の選択肢を実現するものであり」と書いてありますが、元々はB-CASに様々な課題があって、それを克服するための暫定的な手段として、この新しい新方式というのがとられたのではないかと考えております。その割にはここの表現は、何だかB-CASというのものもあるけど、携帯端末のフルセグ受信を実現するために入れられた方式というふうに読めてしまいます。そこはどうかと。

それから、4つ目のポツもB-CAS方式と比較した新方式の特性って書いてありますが、元々、B-CASカード自体のいろいろなコストの問題とか、1社、民間の会社が管理していることとか、いろんな課題、あったと思いますけれども、それを解決する一つの手段として入れられたものなので、地上放送にB-CASが、まだ入っている状況というのを何とか解決しなければいけないという勢いがここでは感じられないということなど、一番下のところもそうですけれども、長い間議論してきた最初の問題意識が抜けているのではないかと思います。

【村井主査】　　はい。おっしゃることは確かに議論され、ご指摘もされてきたと思います。2章の中できちんとそれが表現されるべきだと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【椎名委員】　　4ページの頭のところに、「ラジオのIPサイマル配信については、SNS等ネット機能と放送との連携による新たなサービス開発のほか、肖像権を含めた権利処理のルール化」とありますが、ラジオで肖像権って、これはどういう意味か教えていただきたいと思います。

【竹村情報通信作品振興課長】　　いろいろなパンフレットなどと連動してIPサイマル

配信サービスをやっていくときに、いろいろなパブリシティ権ですとか、そういったものがネックになるというものがプレゼンテーションの中でありましたので、そこを書いたものです。表現が舌足らずでわかりにくいので、考えたいと思います。

【椎名委員】 ラジオのIPサイマル配信と直接結びつけた話ではないということですよ。

【竹村情報通信作品振興課長】 肖像権につきましては、様々なビジネスを考えていく上で障害になっているという意味で、IPサイマル配信に直接関係するものではないです。

【椎名委員】 肖像権という言い方をしますと、法律上に何か与えられた権利では多分今のところないはずで、パブリシティ権とか、その商品に付随する何らかのその肖像の権利みたいなことに関していうと、現時点では、この間、最高裁で判決が出たりということであろうと思います。だから、肖像権等が処理の障害になっていると書かれてしまうと、法的にも確立してない権利であったりするので、書き方が微妙かなと思います。

【村井主査】 これは、ラジオの「放送コンテンツのネット配信の現状と課題」という項目の中なので、要するに、音声ラジオのIPサイマル配信をする際に、画像のようなものも同期して配信するような話があって、例えばスタジオの映像であるとか、そういうことですかね。ここでのポイントは、その映像や画像にまつわる権利も今までのラジオでは気にしなかったけれども、そういう問題も出てくるから気をつけようと、こういうコンテキストですかね。

【竹村情報通信作品振興課長】 プレゼンの中にそういったいろいろな関係のプロモーションの手段と連携していくという話がありまして、その中でそういうご指摘があったかと記憶しております。

【椎名委員】 だとすると、肖像権以前の問題として、映像の処理をしなければいけないですよ。

【村井主査】 そうですね。新たなサービス開発に伴う、新たに考慮しなければならない権利というような意味ですね。そのほうがわかりやすいのかもしれない。それは根拠になっていた議論と、書きぶりとを調整していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。今のように、前の1章に戻っていただいても構いませんし、総合的にいきましょう。

今日は初めの頭出し的なところでして、次回、次々回とあと2回議論いただく予定でございますので、調べて欲しいことや確認して欲しいこと等、そういうことでも結構ですが、

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【浅野委員】 10ページの2番目のポツで、関係者からなる「新たな検討の場」を設置することをうたっております。日本のコンテンツ供給市場の7割を占める放送事業者を関係者として含めているのは分かりますが、残りの3割を占める関係者はどうなのかという問題があります。残りの3割を占める方達にも関係者として「新たな検討の場」に参加していただくことが良いと思いますので、コンテンツ供給の立場から放送事業者に限定する必要はないと思います。

【村井主査】 はい。ご指摘のとおりだと思います。そのほか、いかがでしょうか。

【河村委員】 一番最後の17ページのフォローアップのところなんですけれども、これは第2章に関する最後のところということですよ。

【村井主査】 そうですね。

【河村委員】 それで、第1章は、最後に検討の場というのが出てくるわけなんですけれども、ここに書かれているのは、コピー制御の方式、クリエイターに対する対価の還元及びコピー制御方式のエンフォースメントについては、「前述のとおりであるが」というところにいろいろなことが含まれていると思いますが、「いろいろな変化も予想されることから、新たな検討の場において、その後、コピー制御に対する利用者の認識ですとか、技術やサービスの動向とか、状況等についてフォローアップすることとしてはどうか」と書いてありますが、何かあまりやる気がないといいますか、利用者の認識を調査しましょうとか、動向を勉強しましょうとか、状況についてフォローアップというのではなくて、やはりあり方を検討するということが必要だと思います。一番最初に書いてあるコピー制御の方式、クリエイターに対する対価の還元、そういうことを話し合うという、やはりこの第1章で触れた検討の場において話し合うと読めないと、何か利用者の認識について勉強だけでもあまり意味がないと思います。

【村井主査】 1章はもう少し議論の仕方であるとか、参加者であるとか、そういうことが記述してあると思います。それをリファーしてあるということですので、おっしゃるとおり、動向を調査するだけで、いいわけがないだろうというところですよ。おっしゃるとおりだと思います。

そのほか、いかがでしょうか。全体、構成、その他、さきほど申し上げたように、骨子（案）ということで、今日初めてご提示をした内容でございますので、今後の進め方等も含めまして、ご意見を伺えればと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございます。大変重要なことが、既に指摘されていると思いますけれども、よく見てみると、ということもあると思いますし、後で気がつく点等々あるかと思しますので、その追加のご意見・ご指摘を事務局のほうにお寄せいただければと思います。

今回の会合では、答申（素案）を用意していただいて、それをもとにまた議論していただきたいと思います。今日の議論、それから、この後寄せられたことを含めましての修文の結果ということになると思います。事務局は、そういったプロセスで、本日、それから、その後からご指摘いただいたことを踏まえて、その現在の骨子（案）を修文いただくとともに、次回は答申（素案）の準備をしていただきたいと思います。

それから、現状等々におけるいろいろな細かいデータがございますので、事業者の方、専門家の方にはご協力をいただいて、書きぶりを正確にしていくということで、大変な作業が事務局側に待っていると思しますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

それでは、事務局いかがでしょうか。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 先ほど村井先生からご指示がありましたとおり、答申骨子（案）に関しましての追加のご意見等ございましたら、5月14日月曜日までに事務局まで電子メールでお寄せいただければ幸いです。また、取り組みの現状の肉づけ等につきましては、構成員の皆様個別にご協力を仰ぐこともあろうかと存じますので、何とぞご協力のほどよろしく願いいたします。

次回以降のスケジュールでございます。本委員会のスケジュールにつきましては、次回会合は、6月18日月曜日の14時半から、次々回会合につきましては、7月5日木曜日の16時から開催する方向で調整しております。議事につきましては、答申（案）についての議論を中心にやっていきたいと思っております。詳細につきましては、追ってご連絡調整させていただきたく存じます。

皆様につきましては、ご予定の確保方、よろしく願いいたします。

なお、全体のスケジュールにつきましては、会議の冒頭に村井主査からご発言いただいたとおり、本委員会の親会に当たります情報通信審議会の情報通信政策部会が7月12日に予定されております。その場で本委員会の答申（案）を同部会に報告いただき、さらにその後、7月25日の情報通信審議会総会へ政策部会からご報告いただく予定でございます。構成員の皆様におきましては、引き続きご審議方、協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【村井主査】 はい。それでは、以上をもちまして、本日の会合を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上